

道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置に関する意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや、地域の経済活動を支えるとともに、災害時には緊急輸送路として機能するなど、極めて重要な社会基盤である。

しかしながら、通学路における交通安全対策や道路施設の老朽化対策など多くの課題に取り組まなければならない状況にある。

このような状況下において、現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）により、補助率等が嵩上げされている措置が平成 29 年度で終了した場合、地方の財政負担が増加し、道路整備の遅滞を招くなど、その影響は重大なものとなる。

よって、国においては、道路財特法の規定による補助率の嵩上げ措置について、平成 30 年度以降も継続するとともに、更なる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 6 日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
} 様